

岩手県告示第159号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和7年岩手県告示第657号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和8年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 盛岡市永井地内
- （2） 実施した期間 令和7年10月24日から令和8年2月25日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 基準点測量
- 2（1） 実施した地域 花巻市石鳥谷町上口及び同市好地地内
- （2） 実施した期間 令和7年10月27日から令和8年2月25日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 基準点測量